

第4章 計画の基本的な考え方



1 計画の基本理念

あす

未来に羽ばたく子どもたちともに育てる街
あら’お

子どもは一人ひとりそれぞれに個性（個性的な特性）を持ち、社会にとってかけがえのない存在です。また、子どもは自ら伸びていく無限の可能性を持っています。すべての子どもたちが豊かな愛情の中で心身ともに健やかに育てられ、生きる喜びと未来（あす）に羽ばたく力を育むことが、荒尾市民全体の願いです。

児童福祉法改正により、児童が権利の主体であること、意見を尊重されること、最善の利益を優先されること等が明示され、本市としても子どもの権利を尊重した取組に努めなければなりません。

～児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年6月3日）～

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

また、近年、全国的に問題とされている少子化、子どもの貧困、児童虐待、待機児童問題は本市においても同様に課題となっており、子ども達が安心して健やかに成長できる環境や子育てができる環境を整えるためにも、関係機関が連携し、ともに課題解決に向けて取り組む必要があります。

本計画の理念については、全国的問題や本市の課題の解消に向けて、これまで実施してきた「あら’お親子わくわくプラン（後期計画）」及び「荒尾市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～令和元年度）」の基本理念を引き継ぎ、地域を挙げて子どもをともに育て、子どもとともに育ち合う風土、子育ての楽しさ・大きさの発見と感動をあらゆる人々が分かち合える風土を、「あら’お」のまちにしっかりと築けるよう、子ども・子育て支援事業の展開を図ります。

～「あら’お」の表記に込めた思い～

子育ては本来楽しいものであり、「あら？」「お！」と新たな発見と感動の連続です。

だからこそ、行政や企業、地域社会を含め、市民すべてが協働し、保護者が子育てに喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことが必要です。

本市では、このような思いを「あら’お」という表記に込めています。

2 計画の基本目標と主な取組

計画の基本理念を実現するために、以下の5点を計画の基本目標とします。

★基本目標1★

子どもが健やかに成長するための環境づくりを進める

子ども・子育て支援は、すべての子どもや子育て家庭を対象とするものです。

一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる、極めて重要な時期である乳幼児期から、質の確保された教育・保育や子育て支援サービスが安定的に受けられるような環境づくりを進めます。

★基本目標2★

地域みんなで子どもを見守り育てる

子育ては、保護者が、家庭の中だけでなく、地域の人々とのつながりを持ちながら、子どもを育んでいくことが必要です。

また、少子化、核家族化が進む中で、教育・保育施設が地域に開かれていることや、保護者以外の地域の人々が子育て支援に参加することは、子どもが社会性を学び、健やかに育つために重要です。

見守り活動や声掛け等、地域全体が子育て中の保護者に寄り添い、支えることを通じ、すべての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会を目指します。



★基本目標3★

子育て家庭の不安を解消する

子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、子育てに負担や不安を感じる保護者が増えています。保護者がしっかりと子どもと向き合い、子育てに喜びや生きがいを感じることができるように、妊娠期からの切れ目のない支援を行います。

特に経済的な負担は、子育てにおける不安要素として、本市においても対策が強く求められている事項になります。経済的な負担の軽減については、幼児教育・保育の無償化等の取組を基本とし、働く親やひとり親家庭等、様々な状況におかれている家庭に対し、不安を解消する取組を進めていきます。

★基本目標4★

さまざまな子育て家庭に配慮した支援を提供する

一言で子育て家庭といってもその環境はさまざまであり、それぞれの家庭の状況に応じたきめ細やかな支援が必要です。

配慮が必要なひとり親家庭や障がい児のいる家庭等への支援の充実や児童虐待の予防等に取り組むとともに、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されたり、貧困が世代を超えて連鎖することができないよう、保護者の困りごとにしっかりと寄り添い、関係機関等がともに連携し問題解決に取り組みます。

★基本目標5★

安心して子どもを生み育てることができる社会を推進する

男女を問わず子育て中の保護者が、仕事を続けながら子育てと向き合えるように、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現や保護者が就労しやすい社会を目指します。

基本理念	基本目標	主な取組
未来に羽ばたく子どもをともに育てる街 あら、お	基本目標1 子どもが健やかに成長するための環境づくりを進める	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育・保育事業、時間外保育事業 ○ 放課後児童健全育成事業、放課後子ども教室 ○ 一時預かり事業(幼稚園型、一般型) ○ 子ども医療費助成 ○ 児童発達支援、放課後等デイサービス、日中一時支援事業 ○ 教育・保育に係る利用者負担金、副食費負担の軽減 <p>など</p>
	基本目標2 地域みんなで子どもを見守り育てる	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育・保育事業、時間外保育事業(再掲) ○ 放課後児童健全育成事業、放課後子ども教室(再掲) ○ 地域子育て支援拠点事業 ○ ファミリー・サポート・センター事業 ○ 母子保健推進員活動事業 ○ 【新】子ども家庭総合支援拠点 <p>など</p>
	基本目標3 子育て家庭の不安を解消する	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者支援事業(特定型、【新】子育て世代包括支援センター) ○ 新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業 ○ 心理相談、育児相談 ○ 家庭児童相談 ○ 児童手当、児童扶養手当 ○ ひとり親医療費助成 <p>など</p>
	基本目標4 さまざまな子育て家庭に配慮した支援を提供する	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライト) ○ 家庭児童相談(再掲) ○ 就学前支援事業 ○ 巡回相談事業 ○ 里親制度の周知 ○ 【新】子ども家庭総合支援拠点(再掲) <p>など</p>
	基本目標5 安心して子どもを生み育てができる社会を推進する	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者支援事業(特定型、【新】子育て世代包括支援センター)(再掲) ○ 妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査 ○ 母子手帳交付時のプレママクラス ○ 新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業(再掲) ○ 病児・病後児保育事業 ○ 養育医療費助成事業 <p>など</p>